

■ 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほくは 東北初の適格消費者団体となりました

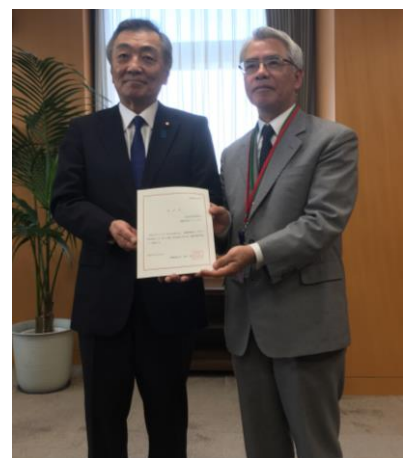
「適格消費者団体の空白地域である東北に適格消費者団体を！」の思いで、2014年3月3日、特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほくを立ち上げ、東北に住む消費者が安全・安心な消費生活を送れる社会を目指して活動してきました。

その実績をもとに、消費者庁に対して適格消費者団体認定申請を行っておりましたが、2017年4月25日（火）、消費者市民ネットとうほくを、適格消費者団体とする内閣総理大臣の認定を受けることができました。

ネットとうほくから吉岡和弘理事長ら8名、宮城県から東京事務所大場則昭副所長、環境生活部消費生活・文化課小山昌宏専門監が消費者庁に赴き、内閣総理大臣代理として松本純内閣府特命担当大臣から適格消費者団体の認定書の交付を受けました。適格消費者団体として全国で15番目、東北では初の認定となりました。

交付式では、松本大臣が「空白地域である東北に適格消費者団体できたことを喜ばしく思う。今後、東北地域の消費者のため頑張ってもらいたい。」と述べられ、吉岡理事長からは「河上理事が火を点して始まった設立の動きが、このように身を結んだことを嬉しく思う。法律専門家とともに若い学者が多く所属していることが当団体の特徴の一つ。東北地区の行政と連携して多くの情報収集に励み、消費者問題に取り組んでいく。」といった決意表明がなされました。

今後、当法人は適格消費者団体として消費者被害の予防・救済のために活動して参ります。引き続き皆さまからのご支援の程、よろしくお願い申し上げます。



認定証交付式参加者

内閣府	松本純特命担当大臣	宮城県	大場則昭東京事務所副所長 小山昌宏環境生活部消費生活・文化課専門監
消費者庁	岡村和美長官 川口康裕次長 加納克利消費者制度課課長	ネット とうほく	吉岡和弘理事長、小野寺友宏理事、 河上正二理事、鈴木裕美理事、高橋大輔理事、 高橋玲子理事、中里真理事、男澤拓事務局員

■2016 年度第 6 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)

～ 美容医療に関する消費者問題 —特商法改正を踏まえて～ を開催しました

2017 年 3 月 9 日 (木) 18:30 から、仙台弁護士会館において、2016 年度第 6 回消費者被害事例ラボ (通称、消ラボ) が開催され、20 人が参加しました。今回は、羽田さゆり東北学院大学講師が、「美容医療に関する消費者問題—特商法改正を踏まえて—」というテーマで、講義を担当しました。

まず、羽田講師から、美容医療の特徴として、医学的必要性が低いことや、原則、自由診療であること、即日手術がなされることもあるといった説明がなされました。

また、医師法との関連で、自らの医療機関のHPが法的な「広告」に該当せず、現状では広告規制が及ばない点や、極端な例では、色々な施術を追加する手術などが行われ、被害を受けている消費者も多いといった美容整形に関する実情についての説明がありました。

そして、これらの医療契約について、消費者関連法規をどのように適用すればよいかにつき、施術への勧誘内容次第では、消費者契約法上の主張が考えられるなどという解説がなされました。

その後、山田いづみ弁護士から、豊胸手術に関する裁判例 (東京地裁平成 25 年 2 月 7 日判タ 1392 号 210 頁) の紹介がありました。当該事案は、当該クリニックが、当日キャンセル料を施術料の 100%と定めていることからして、当日説明したとしてもキャンセルできないだろうといった事情も考慮され、消費者側の損害賠償請求が認められた、という内容でした。

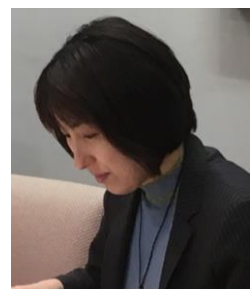
意見交換では、美容医療契約を請負契約として考えるのはどうか、「説明義務」の法的位置づけについて整理が必要であるかもしれない、といった議論等、様々な問題提起や意見交換がなされました。

2016 年度の消ラボはこれで最後となりました。現在、2017 年度の参加者を募集中です。

2017 年度第 1 回は 5 月 9 日 (火) 18 時 30 分から、仙台弁護士会館において、「消費者の利益を一方的に害する条項」というテーマで、福島大学の中里真准教授が担当します。



羽田さゆり講師



山田いづみ弁護士

■2016 年度 3 月セミナーを開催しました

2017 年 3 月 27 日 3 月 10 日 (金)、エルパーク仙台セミナーホールにおいて、2016 年度 3 月セミナーを開催し、約 70 名の参加がありました。今回は仙台市が開催している消費生活講座と合同で行うという初の取り組みでした。

第一部では、消費者支援ネットくまもと理事の原彰宏氏を講師に「あなたと適格消費者団体、行政のネットで消費者被害を防止しよう！」と題し、行政と協働で消費者問題に取り組んでいる同団体の活動の報告がありました。

第二部では、仙台弁護士会の都築直哉弁護士、ネットとうほくの高橋玲子理事、男澤拓事務局員が、お試し購入など実際の相談事例をもとに「こんなふうに解決！～消費者被害防止の事例を紹介します～」と題してリレートークを行いました。



参加者からは、「一部で適格消費者団体の中身がわかり、二部でその必要性を感じた。」「東北での認定が待ち遠しい」などの感想が寄せられました。

(左より) 高橋相談員、男澤弁護士、都築弁護士



講師 原弁護士

【発行元】特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702 号室

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp